



Press Release

兵庫労働局発表
平成30年9月27日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 【照会先】 |
| | 兵庫労働局労働基準部賃金室 室長 田代 圭子 賃金指導官 青柳 利雄 (電話) 078-367-9154 |

「2018年度 兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ募集」の
受賞作品を決定しました。

～キャッチフレーズは、兵庫県の最低賃金を周知するためのリーフレット
及びポスターに掲載します。～

受賞作品

兵庫労働局長 優秀賞



再確認！みんなで知って みんなで
守ろう！最低賃金

(芦屋市 高校2年生 伊藤佳穂さん)

兵庫地方最低賃金審議会長 特別賞

年1回 雇用する側 される側
笑顔で確認 最低賃金

(加東市 会社員 大城戸聡子さん)

受賞作品は、兵庫労働局ホームページに掲載しています。

10月3日(水) 午後3時30分から表彰式を行います



表彰式について

受賞作品の作者には、表彰状と記念品を贈呈します。また、今回のキャンペーンには神戸学院大学附属中学・高校学校の生徒の皆さんから多数の応募がありました。学校として取り組んでいただきました同校に感謝状を贈呈します。日程は以下のとおり。

- 1 日時 平成 30 年 10 月 3 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 場所 兵庫労働局 16 階第 3 共用会議室
(神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16 階)
- 3 取材 可
取材を希望される方は、できるだけ前日までに兵庫労働局賃金室
(078-367-9154 小田)にお申し込みください。

兵庫労働局では、7月4日から9月3日まで、兵庫県の最低賃金を広報するポスターとリーフレットに掲載するための、最低賃金の重要性をわかりやすく伝えるキャッチフレーズを募集しました。

最低賃金キャッチフレーズ を募集します

主催 兵庫労働局 後援 兵庫県、兵庫労働基準連合会

兵庫県最低賃金は、現行の 844 円から 27 円引き上げられ、時間額 871 円とすることが、平成 30 年 8 月 31 日に改正決定され、10 月 1 日から発効します。

兵庫県の最低賃金には、兵庫県で働くすべての労働者に適用される兵庫県最低賃金と特定の業種に従事する労働者に適用される特定最低賃金とがありますが、近年、どちらの最低賃金も大幅に引き上げられており、最低賃金の重要性が以前にも増して高まっています。このため、初の試みとして、兵庫県の最低賃金の重要性をわかりやすく伝えるキャッチフレーズを広く募集し、最も周知に効果的な作品を優秀作品として選定し、それをポスターとリーフレットに掲載して広報に活用することで、最低賃金を広く県民に知らせ、その履行を確保することを目的として実施しました。

中学高校生を含む応募者から、522 件ものたくさんの作品をご応募いただきました。それぞれ、最低賃金の重要性や積極的な履行を喚起する内容であり、皆様が最低賃金をよくご理解され大切に思われていることが伝わりました。

皆様の最低賃金への思いを県下に伝えられるよう、効果的な広報に努めます。